

# 青森県報

号外第三十三号

平成十六年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則…………… (同) …… 一

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) …… 二

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則…………… (防災消防課) …… 二

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (労政・能力開発課) …… 二

訓 令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令…………… (行政改革・公社等改革推進チーム) …… 六

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 六

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 六

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令…………… (市町村振興課) …… 九

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令…………… (文化観光推進課) …… 九

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令…………… (整備企画課) …… 九

## 規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第四号を次のように改める。

四 青森県公営企業局課長 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 青森県公営企業局課長

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五中「第七十四条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第十四条の見出し中「狩猟者登録税申告書」を「狩猟税申告書」に改め、同条中

「第七十三条の狩猟者登録税申告書」を「第一百十九条の狩猟税申告書」に改める。

第二号様式その五、第七号様式その一並びに第八号様式その一及びその五中

「~~狩猟者登録税~~」を削り、「~~税~~」を「~~税~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「政策審議監、本庁の部長及び」を「本庁の部長、特別対策局長、本庁の」に、「並びに」を「及び」に改める。

第五条第一項の表政策推進部の項を削り、同表企画振興部の項を次のように改める。

企画政策部	企画政策部長
-------	--------

第五条第一項の表県土整備部の項に次のように加える。

特別対策部	特別対策局長
-------	--------

第六条政策推進部の項を削り、同条総務部の項中「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に、「部設置条例」を「部等設置条例」に改め、同条企画振興部の項中「企画振興部」を「企画政策部」に、「部設置条例」を「部等設置条例」に改め、同条環境生活部の項から県土整備部の項までの規定中「部設置条例」を「部等設置条例」に改め、同項の次に次のように加える。

特別対策部

部等設置条例第二条第九号に規定する特別対策局の事務分掌のうち災害に関連する事項に關すること。

第八条第一項中「政策推進室、企画課、文化・スポーツ振興課」を「政策調整課、県民生活政策課」に、「文化観光推進課」を「観光推進課」に改め、「監理課」の下に、「広報広聴室」を加え、「公営企業局総務グループ」を「公営企業局総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公共職業安定所長」を「県内の公共職業安定所の長」に改める。

第四条第二項中「別表第一」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県外において職業訓練（職場適応訓練を除く。）を受ける場合は、訓練手当支給要領（昭和四十一年七月二十一日付け婦発第二百六十九号、職発第四百四十二号、訓発第三百二十七号労働省婦人少年局長、同省職業安定局長、同省職業訓練局長通達）別表第二に掲げる地域の級地区分により、同要領五の（二）に定める額とする。

第十条第二項及び第三項に後段として次のように加える。

この場合において、その者が県外において職業訓練（職場適応訓練を除く。）を受けているときは、当該職業訓練を行う施設の長を経由するものとする。

第十一条中「毎月五日」の下に「（県外において職業訓練（職場適応訓練を除く。）を受けている場合は、毎月七日）」を加え、「職業訓練手当請求書」を「職業訓練手当支給請求書」に改める。

第十二条中「毎月十日」の下に「（県外において職業訓練（職場適応訓練を除く。）を受けている場合は、毎月十二日）」を加える。

第一号様式その二中「~~職~~」を「~~職~~」に改め、同様式に次のように加える。

その3

職業訓練手当受給資格認定申請書  
(県外において職業訓練を受ける者用)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者氏名 ㊟

次のとおり訓練手当の支給を受けたいので、青森県職業訓練手当支給規則第10条第1項の規定により申請します。

申請する手当の種類 (該当するものに○印を付してください。)		基本手当	受講手当	通校手当	寄宿手当	
申請者の状況	ふりがな 氏名	(性別) 男・女	(生年月日) 年 月 日生 ( 歳)			
	住所又は居所	(入校前)	(入校後)			
扶養親族に関する事項 (寄宿手当の申請者のみ記入してください。)						
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
			歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居	
	~~~~~					
				歳	有・無	同居・別居
求職者給付等の受給資格又は生活保護の受給 有 (該当するものに 印を付してください。) ・ 無						
雇用保険求職者手当		船員失業給付金	国家公務員等失業者退職手当	生活保護		
その他 ( )						
公共職業能力開発施設証明欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自 . .	至 . .	
	通校距離 ( km)	通校手段(該当するものに 印を付してください。) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他( )				
	寄宿舎の入居状況 入居( . . ) ・ 入居していない					
	上記の申請者は公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 (施設名称、所在地) 公共職業能力開発施設の長 <span style="float:right">㊟</span>					
出身県処理欄	(支給要件) 青森県職業訓練手当支給規則第 条 項 号					
	(類似の手当の受給) 有・無 ( )	(月 額)	(受給期間) 自 年 月 日	至 年 月 日		
	添 付 書 類	受講指示書写し	手帳等の写し	通 校 届	入寮許可書等	
		口座振込書	雇用保険、生活保護等			
	区 分	日 額 ( 月 額 )	認 定 年 月 日	指定口座		
	基 本 手 当			金融機関名		
	受 講 手 当			支店名		
	通 校 手 当			口座番号		
寄 宿 手 当						
( 備 考 )						

注1 申請者は、氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第11条関係)

職業訓練手当支給請求書 ( 年 月分)

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名

印

年 月分の訓練手当について、青森県職業訓練手当支給規則第11条の規定により、次のとおり請求します。

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
訓練が行われなかつた日数	日	
訓練を受けなかつた日数	疾病、負傷その他のやむを得ない理由による日数	日
	のうち連続して14日を超えた日数	日
	やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数	日	
家族と別居して寄宿していない日数	日	

基本手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
受講手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
通校手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円
寄宿手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円

合計額	当月請求額
円	円

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

年 月 日

職業訓練を行う施設の長

印

(公共職業安定所長)

注1 職場適応訓練以外の職業訓練の場合は当該職業訓練を行う施設の長の証明を、職場適応訓練の場合は当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けてください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に職業訓練（職場適応訓練を除く。）を受けている者に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

訓

令

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」を「特別対策局長」に改め、同条第三項中「ほか、行政改革・公社等改革推進チームリーダーがその所属職員のうちから指名する」を削る。

第六条第三項中「議長が行政改革・公社等改革推進チームの所属職員のうちから指名する者」を「行政経営推進室長」に改める。

第八条中「行政改革・公社等改革推進チーム」を「行政経営推進室」に改める。

別表第一中「政策推進室長、」を削り、「企画課長」を「政策調整課長」に、「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に、「文化観光推進課長」を「観光推進課長」に改め、「建築住宅課長」の下に、「広報広聴室長、行政経営推進室長」を加え、「公営企業局総務グループリーダー」を「公営企業局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十一号

庁 中 一 般

青森県公営企業局職員一般

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）及び第三条（見出しを含む。）中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表政策推進部の部を削り、同表企画振興部の部中「企画振興部」を

<table border="1"> <tr> <td>食の安全・安心対策班</td> <td>障害福祉班</td> </tr> <tr> <td>自治体病院機能再編成推進班</td> <td>自治体病院機能再編成推進チームリーダー</td> </tr> <tr> <td>食の安全・安心対策チームリーダー</td> <td></td> </tr> </table>	食の安全・安心対策班	障害福祉班	自治体病院機能再編成推進班	自治体病院機能再編成推進チームリーダー	食の安全・安心対策チームリーダー		<table border="1"> <tr> <td>薬務衛生班</td> <td>健康医療班</td> </tr> <tr> <td>薬務衛生課長</td> <td>健康医療課長</td> </tr> </table>	薬務衛生班	健康医療班	薬務衛生課長	健康医療課長	<table border="1"> <tr> <td>自然保護班</td> <td>自然保護課長</td> </tr> </table>	自然保護班	自然保護課長	<table border="1"> <tr> <td>美術館整備・芸術パーク構想推進班</td> <td>自然保護班</td> </tr> <tr> <td>美術館整備・芸術パーク構想推進課長</td> <td>自然保護課長</td> </tr> </table>	美術館整備・芸術パーク構想推進班	自然保護班	美術館整備・芸術パーク構想推進課長	自然保護課長	<table border="1"> <tr> <td>県民生活政策班</td> <td>文化・スポーツ振興班</td> </tr> <tr> <td>県民生活政策課長</td> <td>文化・スポーツ振興課長</td> </tr> </table>	県民生活政策班	文化・スポーツ振興班	県民生活政策課長	文化・スポーツ振興課長	<table border="1"> <tr> <td>統計分析班</td> <td>情報システム班</td> </tr> <tr> <td>統計分析課長</td> <td>情報システム課長</td> </tr> </table>	統計分析班	情報システム班	統計分析課長	情報システム課長	<table border="1"> <tr> <td>統計情報班</td> <td>情報政策班</td> </tr> <tr> <td>統計情報課長</td> <td>情報政策課長</td> </tr> </table>	統計情報班	情報政策班	統計情報課長	情報政策課長	<table border="1"> <tr> <td>企画班</td> <td>政策調整班</td> </tr> <tr> <td>企画課長</td> <td>政策調整課長</td> </tr> </table>	企画班	政策調整班	企画課長	政策調整課長	<table border="1"> <tr> <td>企画班</td> <td>企画課長</td> </tr> </table>	企画班	企画課長
	食の安全・安心対策班	障害福祉班																																								
自治体病院機能再編成推進班	自治体病院機能再編成推進チームリーダー																																									
食の安全・安心対策チームリーダー																																										
薬務衛生班	健康医療班																																									
薬務衛生課長	健康医療課長																																									
自然保護班	自然保護課長																																									
美術館整備・芸術パーク構想推進班	自然保護班																																									
美術館整備・芸術パーク構想推進課長	自然保護課長																																									
県民生活政策班	文化・スポーツ振興班																																									
県民生活政策課長	文化・スポーツ振興課長																																									
統計分析班	情報システム班																																									
統計分析課長	情報システム課長																																									
統計情報班	情報政策班																																									
統計情報課長	情報政策課長																																									
企画班	政策調整班																																									
企画課長	政策調整課長																																									
企画班	企画課長																																									
を	を	に改め、	を	に改め、	を	を	に改め、	を																																		

同表健康福祉部の部中

「企画政策部」に、

<table border="1"> <tr> <td>食の安全・安心推進班</td> <td>食の安全・安心推進室長</td> </tr> <tr> <td>あおもりの「冬の農業」推進班</td> <td>あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー</td> </tr> </table>	食の安全・安心推進班	食の安全・安心推進室長	あおもりの「冬の農業」推進班	あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー	<table border="1"> <tr> <td>構造政策班</td> <td>構造政策課長</td> </tr> </table>	構造政策班	構造政策課長	<table border="1"> <tr> <td>流通加工班</td> <td>流通加工課長</td> </tr> </table>	流通加工班	流通加工課長	<table border="1"> <tr> <td>農林水産政策班</td> <td>農林水産政策課長</td> </tr> </table>	農林水産政策班	農林水産政策課長	<table border="1"> <tr> <td>農林水産政策班</td> <td>農林水産政策課長</td> </tr> </table>	農林水産政策班	農林水産政策課長	<table border="1"> <tr> <td>観光推進班</td> <td>観光推進課長</td> </tr> <tr> <td>文化振興班</td> <td>文化振興課長</td> </tr> <tr> <td>国際班</td> <td>国際課長</td> </tr> </table>	観光推進班	観光推進課長	文化振興班	文化振興課長	国際班	国際課長	<table border="1"> <tr> <td>文化観光推進班</td> <td>文化観光推進課長</td> </tr> <tr> <td>国際班</td> <td>国際課長</td> </tr> </table>	文化観光推進班	文化観光推進課長	国際班	国際課長	<table border="1"> <tr> <td>障害福祉班</td> <td>障害福祉課長</td> </tr> </table>	障害福祉班	障害福祉課長
	食の安全・安心推進班	食の安全・安心推進室長																													
あおもりの「冬の農業」推進班	あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー																														
構造政策班	構造政策課長																														
流通加工班	流通加工課長																														
農林水産政策班	農林水産政策課長																														
農林水産政策班	農林水産政策課長																														
観光推進班	観光推進課長																														
文化振興班	文化振興課長																														
国際班	国際課長																														
文化観光推進班	文化観光推進課長																														
国際班	国際課長																														
障害福祉班	障害福祉課長																														
に改め、	を	を	に改め、	を	に改め、	を	に改め、																								

同表県土整備部の部の次に次のように加える。

同表農林水産部の部中

同表文化観光部の部中

特別対策部	広報広聴班	広報広聴室長
	行政経営推進班	行政経営推進室長
証班	原子力施設安全検査班	原子力施設安全検査室長
	県境再生対策班	県境再生対策室長

第三条中政策推進班の項から原子力施設安全検査班の項までを削り、工事検査班の項の次に次のように加える。

政策調整班

一 企画政策部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関する事。

第三条企画班の項第一号を次のように改める。

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

第三条情報政策班の項中「情報政策班」を「情報システム班」に改め、同条統計情報班の項中「統計情報班」を「統計分析班」に改め、同条文化・スポーツ振興班の項中「文化・スポーツ振興班」を「県民生活政策班」に改め、同条美術館整備・芸術パーク構想推進班の項を削り、同条健康医療班の項及び薬務衛生班の項を次のように改める。

医療薬務班

一 救護所の開設に関する事。

二 日赤救護班との連絡調整に関する事。

三 医療助産に関する事。

四 死体の処理に関する事。

五 医療用薬品のあつ旋及び輸送に関する事。

六 災害救助の実施の応援に関する事。

保健衛生班

一 感染症予防等の広報宣伝に関する事。

二 検疫戸口調査及び健康診断に関する事。

三 清潔方法及び消毒方法に関する事。

四 臨時予防接種に関する事。

五 防疫用薬品に関する事。

六 細菌化学検査に関する事。

七 給水に関する事。

八 死亡獣畜の処理に関する事。

九 食品監視に関する事。

十 墓地及び埋葬に関する事。

第三条自治体病院機能再編成推進班の項及び食の安全・安心対策班の項を削り、同条文化観光推進班の項中「文化観光推進班」を「観光推進班」に改め、同項の次に次のように加える。

文化振興班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

第三条イベントプロジェクト班の項を削り、同条農林水産政策班の項の次に次のように加える。

総合販売戦略班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

第三条構造政策班の項第一号を次のように改める。

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

第三条流通加工班の項を削り、同条漁港漁場整備班の項の次に次のように加える。

一 病害虫の防除に関する事。

第三条河川砂防班の項第二号中「及び清水目ダム」を「清水目ダム及び世増ダム」に改め、同条高規格道路・津軽ダム対策班の項の次に次のように加える。

広報広聴班

一 災害広報に関する事。

二 災害状況の取材に関する事。

三 対策調整班及び情報総括班との連絡調整に関する事。

行政経営推進班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

県境再生対策班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

原子力施設安全検査班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

第三条経理班の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第一号とし、同条出納班の項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 資金運営計画に関する事。

二 災害救助基金に関すること。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十三号

庁 中 一 般

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程（昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画振興部長」を「企画政策部長」に、「企画振興部次長」を「企画政策部次長」に改める。

第八条中「企画振興部市町村振興課」を「企画政策部市町村振興課」に改める。

別表第一中「企画振興部次長」を「企画政策部次長」に改める。

別表第二中「政策推進室長、財政課長」を「情報課長、政策調整課長」に、「情報

政策課長、文化・スポーツ振興課長」を「情報システム課長、県民生活政策課長」に、

「文化観光推進課長」を「観光推進課長」に、「公営企業局総務グループリーダー」

を「公営企業局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「文化観光推進課」を「観光推進課」に改める。

別表第一中「政策推進室長、財政課長」を「財政課長、政策調整課長」に、「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に、「薬務衛生課長」を「保健衛生課長」に、「文化観光推進課長」を「観光推進課長、文化振興課長」に、「構造政策課長、流通加工課長」を「総合販売戦略課長、構造政策課長」に、「公営企業局総務グループリーダー」を「広報広聴室長、公営企業局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「政策審議監、」を削り、「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

別表第二中「政策推進室長」を削り、「企画振興部」を「企画政策部」に、「企画課長」を「政策調整課長、企画課長」に、「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に、「薬務衛生課長」を「保健衛生課長」に、「文化観光推進課長」を

「観光推進課長」に、「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭